

# 兵庫県公報

平成29年2月21日 火曜日 第2876号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	.....	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	.....	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	.....	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	.....	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定（水大気課）	.....	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 揖保郡太子町）（用地課）	.....	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	.....	5
公 告		
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	.....	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	.....	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	.....	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	.....	11
○ 物品関係入札参加資格登録システム更新に係る企画提案コンペの実施（管理課）	.....	12
○ 入札公告（西播磨県民局）	.....	15
人事委員会規則		
○ 職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	.....	17
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	.....	18
人事委員会訓令		
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	.....	19
人事委員会告示		
○ 職員の任用に関する実施規程及び給料表を異にして転任させることができる範囲の一部を改正する規程	.....	19
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	.....	20
公安委員会規則		
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	.....	20

## 公布された法令のあらまし

- ◎職員任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）  
地方公務員法の一部改正に伴う任命権者の人事評価制度の実施状況等を踏まえ、昇任に関する規定等について所要の改正を行うこととした。
- ◎職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
行政職7級相当以上の職務の級への昇格要件の改正等を行うため、所要の改正を行うこととした。
- ◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）  
道路交通法の一部改正により高齢運転者対策の推進を図るための規定及び運転免許の種類等に関する規定が整備されること並びに様式の記載内容を改め様式の利便性の向上を図ることとするに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

- 名称 (仮称) ホテルルートイン加西 北条の宿  
所在地 加西市北条町栗田字井ノ岡7-2、7-7、7-9、7-14
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成29年2月21日から同年3月6日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成29年2月21日から同年3月6日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

## 公 告

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳谷(11) (101070600)	神戸市北区八多町柳谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐櫃(11) (101070601)	神戸市北区有野町唐櫃(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
有野(9)Ⅱ-2 (101070602)	神戸市北区有野町有野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

平成29年3月1日から同月15日まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

## (3) 提出期限

平成29年3月15日まで(当日消印有効)

## (4) 意見の要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年5月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第803号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

有野(9)Ⅱ(101070221)の項中別図203を改める。

(この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年3月1日から同月15日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年3月15日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年5月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
有野(3)Ⅰ (101070179)	神戸市北区有野町有野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
有野(4)Ⅰ (101070180)	神戸市北区有野町有野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
有野(6)Ⅰ (101070182)	神戸市北区有野町有野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上久保Ⅰ (101070183)	神戸市北区有野町有野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

有野台Ⅰ (101070184)	神戸市北区有野台8丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
唐櫃(2)Ⅰ (101070186)	神戸市北区有野町唐櫃(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
唐櫃(3)Ⅰ (101070187)	神戸市北区有野町唐櫃(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
柳谷Ⅰ (101070211)	神戸市北区八多町柳谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
有野(2)Ⅱ (101070214)	神戸市北区有野町有野(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
有野(6)Ⅱ (101070218)	神戸市北区有野町有野(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
有野(7)Ⅱ (101070219)	神戸市北区有野町有野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
有野(8)Ⅱ (101070220)	神戸市北区有野町有野(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
有野(9)Ⅱ (101070221)	神戸市北区有野町有野(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
有野(10)Ⅱ (101070222)	神戸市北区有野町有野(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
唐櫃(2)Ⅱ (101070224)	神戸市北区有野町唐櫃(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
唐櫃(5)Ⅱ (101070227)	神戸市北区有野町唐櫃(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
吉尾(2)Ⅱ (101070246)	神戸市北区八多町吉尾(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
吉尾(3)Ⅱ (101070247)	神戸市北区八多町吉尾(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
吉尾(5)Ⅱ (101070248)	神戸市北区八多町吉尾(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
附物(1)Ⅱ (101070249)	神戸市北区八多町附物(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
附物(2)Ⅱ (101070250)	神戸市北区八多町附物(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
附物(3)Ⅱ (101070251)	神戸市北区八多町附物(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
附物(4)Ⅱ (101070252)	神戸市北区八多町附物(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
附物(5)Ⅱ (101070253)	神戸市北区八多町附物(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

附物(6)Ⅱ (101070254)	神戸市北区八多町附物(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
附物(7)Ⅱ (101070255)	神戸市北区八多町附物(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
附物(8)Ⅱ (101070256)	神戸市北区八多町附物(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柳谷(1)Ⅱ (101070257)	神戸市北区八多町柳谷(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
柳谷(2)Ⅱ (101070258)	神戸市北区八多町柳谷(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
柳谷(3)Ⅱ (101070259)	神戸市北区八多町柳谷(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
柳谷(4)Ⅱ (101070260)	神戸市北区八多町柳谷(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
柳谷(5)Ⅱ (101070261)	神戸市北区八多町柳谷(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
柳谷(6)Ⅱ (101070262)	神戸市北区八多町柳谷(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
柳谷(7)Ⅱ (101070263)	神戸市北区八多町柳谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
柳谷(8)Ⅱ (101070264)	神戸市北区八多町柳谷(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
柳谷(10)Ⅱ (101070266)	神戸市北区八多町柳谷(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
藤原台北Ⅲ (101070315)	神戸市北区藤原台北町1丁目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上久保Ⅲ (101070316)	神戸市北区有野町有野(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
有野(6)Ⅲ (101070322)	神戸市北区有野町有野(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
有野(7)Ⅲ (101070323)	神戸市北区有野町有野(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
有野台Ⅲ (101070324)	神戸市北区有野台1丁目(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
唐櫃(1)Ⅲ (101070325)	神戸市北区有野町唐櫃(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
柳谷(11) (101070600)	神戸市北区八多町柳谷(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
唐櫃(11) (101070601)	神戸市北区有野町唐櫃(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

水無川右支溪(1) I (201070134)	神戸市北区有野町唐櫃(別図45のと おり)	土石流	別図45のとおり
居屋ヶ谷川 I (201070136)	神戸市北区有野町有野(別図46のと おり)	土石流	別図46のとおり
水無川北山 I (201070137)	神戸市北区有野町唐櫃(別図47のと おり)	土石流	別図47のとおり
堀越川右支溪 II (201070150)	神戸市北区有野町有野(別図48のと おり)	土石流	別図48のとおり
左支溪(3) II (201070151)	神戸市北区有野町有野(別図49のと おり)	土石流	別図49のとおり
水無川右支溪(3) III (201070164)	神戸市北区有野町唐櫃(別図50のと おり)	土石流	別図50のとおり
水無川右支溪(4) III (201070165)	神戸市北区有野町唐櫃(別図51のと おり)	土石流	別図51のとおり
水無川左支溪 III (201070167)	神戸市北区有野町唐櫃(別図52のと おり)	土石流	別図52のとおり

(別図1から別図52までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年3月1日から同月15日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所北神出張所、神戸市北区役所八多連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年3月15日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年5月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス但馬日高店  
所在地 豊岡市日高町松岡字ウタウ塚88番ほか

2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要

(1) 騒音に関する事項